

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	2610301257600000006
法人番号	2130001032655

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間						
電気機械器具製造業	オムロン㈱草津事業所内（㈱ティーエム・テックス事業所）	(〒 525 — 0035) 滋賀県草津市西草津 2 丁目 2-1 (電話番号：077 — 566 — 3986)		令和 7 年 3 月 11 日 から 1 年間						
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数					
					1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、②については 42 時間まで)	1 年 (①については 360 時間まで、②については 320 時間まで)			
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				
	① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において当初計画 されていた業務が終了しない場合	プリント基板の実装及び 電子機器の組立検査	110 人	8 時間 00 分	8 時間	45 時間	360 時間		
	② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	機械故障による生産遅れの挽回								
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
		生産遅れもしくは追加業務が入った時	プリント基板の実装及び 電子機器の組立検査	110 人	土日祝日（工場カレンダー）		1 カ月に 4 日		8：45～17：45	
									20：45～5：45	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)										



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	令和7年3月11日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
計画外の生産量増大・納期のひっ迫	プリント基板実装・組立・検査	110人			6回	80時間		25%(60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑨	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和7年2月13日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 事務職
氏名 西直美 (西)

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

令和7年2月21日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬

大津 労働基準監督署長殿